

資料編

貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	令和6年度 (令和7年3月31日現在)	令和7年度 (令和8年3月31日現在)
(資 産 の 部)		
現 金	2,474	1,671
預 け 金	1,209,489	1,202,962
系 統 預 け 金	1,209,387	1,202,887
系 統 外 預 け 金	101	75
金 銭 の 信 託	89,898	70,138
有 価 証 券	784,556	741,954
国 債	232,624	192,526
地 方 債	13,883	11,978
社 債	106,317	69,739
外 国 証 券	145,738	153,617
株 式	13,644	13,790
受 益 証 券	272,348	300,301
貸 出 金	194,501	197,079
手 形 貸 付	47	44
証 書 貸 付	164,388	160,819
当 座 貸 越	10,540	18,727
金 融 機 関 貸 付	19,524	17,488
そ の 他 資 産	6,769	7,498
仮 払 金	35	49
未 収 金	653	1,457
そ の 他 の 資 産	857	784
未 収 収 益	3,135	4,185
前 払 費 用	8	7
約定取引未決済貸	2,078	1,004
未 決 済 為 替 貸	0	10
有 形 固 定 資 産	994	1,322
建 物	519	731
土 地	427	427
リ ー ス 資 産	4	12
その他の有形固定資産	43	150
無 形 固 定 資 産	2	2
その他の無形固定資産	2	2
外 部 出 資	122,102	122,102
系 統 出 資	120,255	120,255
系 統 外 出 資	1,847	1,847
繰 延 税 金 資 産	7,130	3,062
債 務 保 証 見 返	401	390
貸 倒 引 当 金	△ 551	△ 546
資 産 の 部 合 計	2,417,770	2,347,640

科 目	令和6年度 (令和7年3月31日現在)	令和7年度 (令和8年3月31日現在)
(負 債 の 部)		
貯 金	2,233,994	2,180,808
当 座 貯 金	43,164	32,681
普 通 貯 金	8,660	6,522
別 段 貯 金	3,373	3,131
定 期 貯 金	2,178,795	2,138,472
譲 渡 性 貯 金	5,200	—
借 用 金	41,100	18,300
代 理 業 務 勘 定	0	0
そ の 他 負 債	5,752	4,734
貸 付 留 保 金	112	—
未 払 法 人 税 等	192	133
貯金利子諸税その他	7	8
従 業 員 預 り 金	256	251
仮 受 金	104	27
リ ー ス 債 務	4	14
そ の 他 の 負 債	96	51
約定取引未決済借	3,414	293
未 払 費 用	1,547	3,947
前 受 収 益	2	2
未 決 済 為 替 借	14	3
諸 引 当 金	7,880	7,865
相互援助積立金	6,907	6,907
賞 与 引 当 金	61	61
退 職 給 付 引 当 金	752	737
役員退職慰労引当金	51	66
特例業務負担金引当金	107	92
債 務 保 証	401	390
負 債 の 部 合 計	2,294,329	2,212,099
(純 資 産 の 部)		
出 資 金	67,398	67,398
(うち後配出資金)	(42,305)	(42,305)
再 評 価 積 立 金	15	15
利 益 剰 余 金	72,658	74,513
利 益 準 備 金	33,175	33,844
その他利益剰余金	39,483	40,669
経営基盤安定化積立金	2,500	2,500
システム対策積立金	264	77
特 別 積 立 金	26,952	26,952
当期末処分剰余金	9,767	11,139
(うち当期剰余金)	(3,344)	(4,424)
会 員 資 本 合 計	140,073	141,927
その他有価証券評価差額金	△ 16,632	△ 6,387
評価・換算差額等合計	△ 16,632	△ 6,387
純 資 産 の 部 合 計	123,440	135,540
負債及び純資産の部合計	2,417,770	2,347,640

損益計算書

(単位:百万円)		
科 目	令和6年度 (自令和6年4月 1日 至令和7年3月31日)	令和7年度 (自令和7年4月 1日 至令和8年3月31日)
経 常 収 益	27,124	47,901
資 金 運 用 収 益	19,090	25,325
貸 出 金 利 息	985	1,355
預 け 金 利 息	544	2,688
有 価 証 券 利 息 配 当 金	9,843	13,095
そ の 他 受 入 利 息	7,717	8,186
(うち受取奨励金)	(7,712)	(8,182)
役 務 取 引 等 収 益	232	243
受 入 為 替 手 数 料	22	22
そ の 他 の 受 入 手 数 料	209	220
そ の 他 の 役 務 取 引 等 収 益	0	0
そ の 他 事 業 収 益	12	86
受 取 助 成 金	7	—
国 債 等 債 券 売 却 益	3	83
受 取 出 資 配 当 金	2	2
そ の 他 経 常 収 益	7,789	22,246
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	97	4
償 却 債 権 取 立 益	2	2
株 式 等 売 却 益	1,596	20,468
金 銭 の 信 託 運 用 益	6,007	1,683
そ の 他 の 経 常 収 益	84	86
経 常 費 用	23,234	43,091
資 金 調 達 費 用	10,842	14,547
貯 金 利 息	706	4,644
譲 渡 性 貯 金 利 息	8	28
借 用 金 利 息	7	46
そ の 他 支 払 利 息	10,120	9,827
(うち支払奨励金)	(10,115)	(9,824)
役 務 取 引 等 費 用	187	204
支 払 為 替 手 数 料	2	2
そ の 他 の 支 払 手 数 料	184	201
そ の 他 の 役 務 取 引 等 費 用	0	0
そ の 他 事 業 費 用	9,557	25,005
国 債 等 債 券 売 却 損	9,557	25,005
経 費	2,581	2,853
人 件 費	1,341	1,329
物 件 費	1,140	1,378
税 金	99	145
そ の 他 経 常 費 用	65	480
株 式 等 売 却 損	65	20
株 式 等 償 却 損	—	41
金 銭 の 信 託 運 用 損	—	401
そ の 他 の 経 常 費 用	0	15
経 常 利 益	3,890	4,810
特 別 利 益	0	0
固 定 資 産 処 分 益	0	0
そ の 他 の 特 別 利 益	—	0
特 別 損 失	0	0
固 定 資 産 処 分 損	0	0
税 引 前 当 期 利 益	3,891	4,810
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	538	379
法 人 税 等 調 整 額	7	7
法 人 税 等 合 計	546	386
当 期 剰 余 金	3,344	4,424
当 期 首 繰 越 剰 余 金	6,386	6,528
シ ス テ ム 対 策 積 立 金 取 崩 額	35	187
当 期 未 処 分 剰 余 金	9,767	11,139

キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科 目	令和6年度 (自令和6年4月 1日 至令和7年3月31日)	令和7年度 (自令和7年4月 1日 至令和8年3月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	3,891	4,810
減価償却費	52	95
貸倒引当金の増減(△は減少)	△ 118	△ 4
退職給付引当金の増減(△は減少)	△ 49	△ 14
その他の引当金・積立金の増減(△は減少)	9	△ 0
資金運用収益	△ 19,090	△ 25,325
資金調達費用	10,842	14,547
有価証券関係損益(△は益)	8,540	4,535
金銭の信託の運用損益(△は益)	△ 6,007	△ 1,281
固定資産処分損益(△は益)	△ 0	△ 0
貸出金の純増減(△は増加)	23,626	△ 2,578
預け金の純増減(△は増加)	73,564	4,000
貯金の純増減(△は減少)	△ 99,757	△ 58,385
借入金の純増減(△は減少)	△ 19,500	△ 22,800
事業分量配当金の支払額	△ 1,821	△ 1,770
その他	42	△ 1,273
資金運用による収入	24,601	25,229
資金調達による支出	△ 10,239	△ 12,141
小計	△ 11,415	△ 72,358
法人税等の支払額	△ 493	△ 438
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 11,908	△ 72,796
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 160,488	△ 228,238
有価証券の売却による収入	172,486	230,999
有価証券の償還による収入	42,675	44,993
金銭の信託の増加による支出	△ 5,010	△ 18,863
金銭の信託の減少による収入	2,000	41,798
固定資産の取得による支出	△ 27	△ 422
固定資産の売却による収入	0	0
外部出資による支出	△ 32,554	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	19,082	70,266
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資配当金の支払額	△ 587	△ 799
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 587	△ 799
4 現金および現金同等物に係る換算差額	-	-
5 現金および現金同等物の増加額(減少額)	6,586	△ 3,329
6 現金および現金同等物の期首残高	38,937	45,524
7 現金および現金同等物の期末残高	45,524	42,194

注) キャッシュ・フロー計算書における資金(現金および現金同等物)の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の普通預け金および通知預け金です。

剰余金処分計算書

(単位:百万円)

科 目	令和6年度	令和7年度
1 当 期 未 処 分 剰 余 金	9,767	11,139
2 剰 余 金 処 分 額	3,238	4,955
(1) 利 益 準 備 金	669	885
(2) 任 意 積 立 金	—	—
特 別 積 立 金	—	—
(3) 出 資 配 当 金	799	799
普 通 出 資 に 対 す る 配 当 金	376	376
後 配 出 資 に 対 す る 配 当 金	423	423
(4) 事 業 分 量 配 当 金	1,770	3,271
特 別 配 当 金	1,336	1,280
特 別 措 置 と し て の 特 別 配 当 金	434	416
臨 時 措 置 と し て の 特 別 配 当 金	—	1,574
3 次 期 繰 越 剰 余 金	6,528	6,184

- 注) 1. 出資に対する配当率は、次のとおりです。
 ①普通出資に対する配当率 年1.50% ②後配出資に対する配当率 年1.00%
2. 事業分量配当金の基準は、会員の事業の利用分量に対する配当金の対象となる定期貯金の平均残高（中途解約、貯金担保手形貸付および当座貸越の平均残高を控除する）に対し、次のとおりです。
 令和6年度 ①特別配当金 0.0600% ②特別措置としての特別配当金 0.0195%
 令和7年度 ①特別配当金 0.0600% ②特別措置としての特別配当金 0.0195% ③臨時措置としての特別配当 0.0738%

注記表（令和6年度）

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに、次のとおり行っています。
- ・ その他有価証券……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）。
- なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しています。
- また、主な耐用年数は次のとおりです。
- 建 物：3年～50年
そ の 他：3年～20年
- (5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち当会利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
- (6) 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかる「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。なお、残存価額については、0円としています。
- (7) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (8) 引当金の計上方法
- ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。
正常先債権および要注意先債権（要管理先債権を含む）に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間または累積期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。
破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。
破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。
すべての債権は、「自己査定要領」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。
 - ② 賞与引当金
賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。
 - ③ 退職給付引当金
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。
 - ④ 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退任給与金引当規程」に基づき、当年度末要支給見込額を計上しています。
 - ⑤ 相互援助積立金
相互援助積立金は、JAバンクの信用向上に資するため、「福岡県JAバンク支援制度要領」に基づき計上しています。
 - ⑥ 特例業務負担金引当金
特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当年度末における将来負担見込額を計上しています。
- (9) 消費税等の会計処理
消費税および地方消費税（以下「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっています。
ただし、有形固定資産にかかる控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度にかかる計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度にかかる計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

- (1) 貸倒引当金
- ① 当年度の計算書類に計上した金額
貸倒引当金 551百万円
 - ② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - a 算出方法
貸倒引当金の算出方法は、「1 重要な会計方針に関する事項」「(8)引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しています。
 - b 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。
 - c 翌年度にかかる計算書類に及ぼす影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度にかかる計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- (2) 金融商品の時価
- ① 当年度の計算書類に計上した金額
「4 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」に記載しています。

② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「4 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しています。

b 主要な仮定

主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接または間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。

c 翌年度にかかる計算書類に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

3 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,206百万円です。
- (2) 為替決済等の取引の担保として預け金等92,000百万円を差し入れています。
- (3) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に43,013百万円含まれています。また、信託契約により信託している有価証券が、国債に84,860百万円含まれています。
- (4) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりです。

破産更生債権およびこれらに準ずる債権額	40百万円
危険債権額	275百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	－百万円
合計額	315百万円

破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権およびこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- (5) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しています。
これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しています。
なお、残高はありません。
- (6) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約にかかる融資未実行残高は、95,789百万円です。
- (7) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金15,436百万円が含まれています。

4 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、福岡県を事業区域として、地元のJ A等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

J Aは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJ Aや農業に関連する企業・団体および、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（および個人）に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当年度末における貸出金のうち、7.6%は不動産・建設業に対するものであり、当該不動産・建設業を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

金銭の信託は特定金外信託により運用しており、その構成資産は、米国通貨建ての外国証券等であり、純投資目的（その他目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクおよび外国為替の変動リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託、株式であり、純投資目的（その他目的）で保有しています。

これらは、それぞれの発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、為替の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスク管理の基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理（内部格付）、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、融資部のほか経営企画部（リスク審査グループ）により行われ、また、定期的に経営陣による経営管理委員会や理事会を開催し、報告を行っています。

さらに、与信管理の状況については、経営企画部（リスク審査グループ）がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営企画部（リスク審査グループ）において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、A L Mおよび統合的リスク管理において金利の変動リスクを管理しています。

A L Mおよび統合的リスク管理に関する諸規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、四半期ごとにリスクマネジメント委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には経営企画部（リスク審査グループ）において、金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、経営企画部（企画グループ）において、ギャップ分析や金利感応度分析によりモニタリングを行い、「リスクマネジメント委員会（四半期毎開催）」に報告しています。

(b) 為替リスクの管理

当会は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しています。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、リスクマネジメント委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従っています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。

総務部で保有している外部出資の多くは、系統出資であり、出資先の財務状況などを定期的にモニタリングしています。

これらの情報は、経営企画部（リスク審査グループ）が、理事会およびリスクマネジメント委員会において定期的に報告しています。

(d) 市場リスクにかかる定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」です。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、市場リスク量をV a Rにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

当会のV a Rは分散共分散法（保有期間120日、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和7年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で31,741百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、V a R計測モデルの妥当性を検証しています。

ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、A L Mを通じて適時に資金管理を行うほか、県内系統資金動向を把握のうえ、流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位:百万円)			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	1,209,489	1,206,874	△ 2,614
金銭の信託			
その他の金銭の信託	89,898	89,898	—
有価証券			
その他有価証券	784,556	784,556	—
貸出金	194,501		
貸倒引当金	△ 550		
貸倒引当金控除後	193,950	192,183	△ 1,767
資産計	2,277,895	2,273,513	△ 4,382
貯 金	2,239,194	2,234,437	△ 4,756
借入金	41,100	41,045	△ 54
負債計	2,280,294	2,275,483	△ 4,810

注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

2. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金5,200百万円を含めています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しています。

c 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資 122,102百万円

注) 外部出資については、市場において取引されていない株式や出資金であり、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	1,209,489百万円	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	34,086百万円	43,673百万円	70,148百万円	71,568百万円	84,517百万円	421,710百万円
貸出金	43,210百万円	23,491百万円	29,499百万円	31,326百万円	17,154百万円	49,775百万円
合計	1,286,786百万円	67,164百万円	99,647百万円	102,894百万円	101,672百万円	471,485百万円

注) 1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）5,693百万円については「1年以内」に含めています。

また、期限のない劣後特約貸出金8,436百万円については「5年超」に含めています。

2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等44百万円については償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金	2,233,875百万円	108百万円	0百万円	-百万円	10百万円	0百万円
譲渡性貯金	5,200百万円	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円
借入金	31,900百万円	9,200百万円	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円
合計	2,270,975百万円	9,308百万円	0百万円	-百万円	10百万円	0百万円

注) 貯金のうち、要求払貯金については、「1年以内」に含めています。

5 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は、次のとおりです。

① その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	12,449百万円	4,647百万円	7,802百万円
	債 券	70,062百万円	69,406百万円	656百万円
	国 債	41,793百万円	41,412百万円	381百万円
	地 方 債	1,916百万円	1,899百万円	16百万円
	社 債	6,233百万円	6,137百万円	96百万円
	外国証券	20,119百万円	19,956百万円	162百万円
	受益証券	164,412百万円	146,944百万円	17,468百万円
	小 計	246,925百万円	220,998百万円	25,927百万円
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	1,194百万円	1,343百万円	△ 148百万円
	債 券	428,500百万円	472,130百万円	△ 43,629百万円
	国 債	190,830百万円	224,262百万円	△ 33,432百万円
	地 方 債	11,967百万円	14,486百万円	△ 2,518百万円
	社 債	100,083百万円	104,172百万円	△ 4,088百万円
	外国証券	125,618百万円	129,208百万円	△ 3,590百万円
	受益証券	107,935百万円	115,661百万円	△ 7,725百万円
	小 計	537,631百万円	589,134百万円	△ 51,503百万円
	合 計	784,556百万円	810,132百万円	△ 25,575百万円

注) 上記評価差額合計から繰延税金資産7,262百万円を加えた金額△18,313百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
株 式	320百万円	87百万円	65百万円
債 券	117,326百万円	-百万円	9,557百万円
受益証券	13,072百万円	1,508百万円	-百万円
合 計	130,719百万円	1,596百万円	9,622百万円

6 金銭の信託に関する事項

(1) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

① その他の金銭の信託

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	89,898百万円	87,552百万円	2,346百万円	2,670百万円	△ 324百万円

注) 1. 上記評価差額合計から繰延税金負債666百万円を差し引いた金額1,680百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

7 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けています。

退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

また、退職給付の一部にあてるため一般財団法人福岡県農林漁業団体共済会との契約に基づく退職共済制度を採用しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	801百万円
退職給付費用	73百万円
退職給付の支払額	△ 96百万円
制度への拠出額	△ 26百万円

期末における退職給付引当金 752百万円

b 退職給付債務および貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,083百万円
退職共済制度	△ 331百万円

退職給付引当金 752百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用 73百万円

(2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、14百万円となっています。

また、存続組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、107百万円です。

8 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
賞与引当金超過額	17百万円
退職給付引当金超過額	213百万円
相互援助積立金超過額	1,960百万円
特例業務負担金引当金超過額	30百万円
未払支払奨励金	234百万円
有価証券有税償却額	9百万円
未払事業税	32百万円
その他有価証券評価差額金	6,596百万円
その他	21百万円
繰延税金資産 小計	9,115百万円
評価性引当額	△ 1,984百万円
繰延税金資産 合計(A)	7,131百万円
繰延税金負債	
その他	△ 1百万円
繰延税金負債 合計(B)	△ 1百万円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	7,130百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.38%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.48%
事業分量配当金	△ 12.58%
住民税均等割等	0.11%
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	△ 0.15%
その他	0.10%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.04%

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以降開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異にかかる繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率を27.66%から28.38%に変更して計算しています。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は173百万円増加し、その他有価証券評価差額金は167百万円増加しました。なお、損益に与える影響は軽微であります。

9 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の普通預け金および通知預け金です。

注記表（令和7年度）

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに、次のとおり行っています。
- ・ その他有価証券……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）。
- なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しています。
- また、主な耐用年数は次のとおりです。
- 建 物：3年～50年
そ の 他：3年～20年
- (5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち当会利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
- (6) 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかる「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。なお、残存価額については、0円としています。
- (7) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (8) 引当金の計上方法
- ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。
正常先債権および要注意先債権（要管理先債権を含む）に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間または累積期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。
破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。
破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。
すべての債権は、「自己査定要領」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。
 - ② 賞与引当金
賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。
 - ③ 退職給付引当金
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。
 - ④ 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退任給与金引当規程」に基づき、当年度末要支給見込額を計上しています。
 - ⑤ 相互援助積立金
相互援助積立金は、J Aバンクの信用向上に資するため、「福岡県 J Aバンク支援制度要領」に基づき計上しています。
 - ⑥ 特例業務負担金引当金
特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当年度末における将来負担見込額を計上しています。
- (9) 消費税等の会計処理
消費税および地方消費税（以下「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっています。
ただし、有形固定資産にかかる控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度にかかる計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度にかかる計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

- (1) 貸倒引当金
- ① 当年度の計算書類に計上した金額
貸倒引当金 546百万円
 - ② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - a 算出方法
貸倒引当金の算出方法は、「1 重要な会計方針に関する事項」「(8)引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しています。
 - b 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。
 - c 翌年度にかかる計算書類に及ぼす影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度にかかる計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- (2) 金融商品の時価
- ① 当年度の計算書類に計上した金額
「4 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」に記載しています。

② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「4 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しています。

b 主要な仮定

主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接または間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。

c 翌年度にかかる計算書類に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

3 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,298百万円です。
- (2) 為替決済等の取引の担保として預け金等90,000百万円を差し入れています。
- (3) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に11,217百万円含まれています。また、信託契約により信託している有価証券が、国債に45,584百万円含まれています。
- (4) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりです。

破産更生債権およびこれらに準ずる債権額	35百万円
危険債権額	236百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	－百万円
合計額	272百万円

破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権およびこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- (5) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しています。
これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しています。
なお、残高はありません。
- (6) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約にかかる融資未実行残高は、98,475百万円です。
- (7) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金15,436百万円が含まれています。

4 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、福岡県を事業区域として、地元のJ A等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

J Aは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJ Aや農業に関連する企業・団体および、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（および個人）に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当年度末における貸出金のうち、7.5%は不動産・建設業に対するものであり、当該不動産・建設業を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

金銭の信託は指定金外信託および特定金外信託により運用しており、その構成資産は、投資信託および米国通貨建ての外国証券等であり、純投資目的（その他目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクおよび外国為替の変動リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託、株式であり、純投資目的（その他目的）で保有しています。

これらは、それぞれの発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、為替の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスク管理の基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理（内部格付）、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、融資部のほか経営企画部（リスク審査グループ）により行われ、また、定期的に経営陣による経営管理委員会や理事会を開催し、報告を行っています。

さらに、与信管理の状況については、経営企画部（リスク審査グループ）がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営企画部（リスク審査グループ）において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

- b 市場リスクの管理
- (a) 金利リスクの管理
- 当会は、ALMおよび統合的リスク管理において金利の変動リスクを管理しています。
- ALMおよび統合的リスク管理に関する諸規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、四半期ごとにリスクマネジメント委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。
- 日常的には経営企画部（リスク審査グループ）において、金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、経営企画部（企画グループ）において、ギャップ分析や金利感応度分析によりモニタリングを行い、「リスクマネジメント委員会（四半期毎開催）」に報告しています。
- (b) 為替リスクの管理
- 当会は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しています。
- (c) 価格変動リスクの管理
- 有価証券を含む投資商品の保有については、リスクマネジメント委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従っています。
- 運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。
- 総務部で保有している外部出資の多くは、系統出資であり、出資先の財務状況などを定期的にモニタリングしています。
- これらの情報は、経営企画部（リスク審査グループ）が、理事会およびリスクマネジメント委員会において定期的に報告しています。
- (d) 市場リスクにかかる定量的情報
- 当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」です。
- 当会では、これらの金融資産および金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。
- 当会のVaRは分散共分散法（保有期間120日、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和8年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で31,118百万円です。
- なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しています。
- ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。
- c 資金調達に係る流動性リスクの管理
- 当会は、ALMを通じて適時に資金管理を行うほか、県内系統資金動向を把握のうえ、流動性リスクを管理しています。
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
- 金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合があります。
- (2) 金融商品の時価等に関する事項
- ① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等
- 当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。
- なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位:百万円)			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	1,202,962	1,199,294	△ 3,668
金銭の信託			
その他の金銭の信託	70,138	70,138	—
有価証券			
その他有価証券	741,954	741,954	—
貸出金	197,079		
貸倒引当金	△ 545		
貸倒引当金控除後	196,534	193,049	△ 3,484
資産計	2,211,590	2,204,437	△ 7,152
貯 金	2,180,808	2,174,252	△ 6,555
借入金	18,300	18,259	△ 40
負債計	2,199,108	2,192,512	△ 6,595

注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しています。

c 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資 122,102百万円

注) 外部出資については、市場において取引されていない株式や出資金であり、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2024年9月31日）第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	1,202,962百万円	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	44,160百万円	88,060百万円	81,111百万円	89,825百万円	35,645百万円	325,240百万円
貸出金	42,544百万円	30,464百万円	36,416百万円	20,200百万円	26,603百万円	40,812百万円
合計	1,289,667百万円	118,524百万円	117,527百万円	110,026百万円	62,249百万円	366,052百万円

注) 1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）14,344百万円については「1年以内」に含めています。

また、期限のない劣後特約貸出金8,436百万円については「5年超」に含めています。

2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等38百万円については償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金	2,180,718百万円	80百万円	-百万円	10百万円	0百万円	0百万円
借入金	18,300百万円	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円
合計	2,199,018百万円	80百万円	-百万円	10百万円	0百万円	0百万円

注) 貯金のうち、要求払貯金については、「1年以内」に含めています。

5 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は、次のとおりです。

① その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	13,423百万円	4,287百万円	9,135百万円
	債 券	46,726百万円	46,402百万円	324百万円
	国 債	26,247百万円	26,192百万円	54百万円
	社 債	3,732百万円	3,622百万円	109百万円
	外 国 証 券	16,747百万円	16,587百万円	160百万円
	受 益 証 券	198,171百万円	178,097百万円	20,073百万円
	小 計	258,322百万円	228,788百万円	29,534百万円
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	366百万円	431百万円	△ 65百万円
	債 券	381,135百万円	418,584百万円	△ 37,449百万円
	国 債	166,279百万円	190,473百万円	△ 24,194百万円
	地 方 債	11,978百万円	15,806百万円	△ 3,827百万円
	社 債	66,007百万円	70,092百万円	△ 4,084百万円
	外 国 証 券	136,869百万円	142,212百万円	△ 5,342百万円
	受 益 証 券	102,129百万円	108,996百万円	△ 6,866百万円
	小 計	483,631百万円	528,013百万円	△ 44,381百万円
	合 計	741,954百万円	756,801百万円	△ 14,846百万円

注) 1. 上記評価差額合計から繰延税金資産4,217百万円を加えた金額△10,629百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. その他有価証券（市場価格のない株式等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当年度の損失として処理（以下「減損処理」という）しています。

当年度における減損処理額は、41百万円です。

なお、減損処理にあたっては、当年度末における時価が取得原価または償却原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、当期末および前期末とも30%以上50%未滿下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行っています。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
株 式	4,660百万円	3,452百万円	20百万円
債 券	125,676百万円	83百万円	25,005百万円
受益証券	29,885百万円	17,016百万円	－百万円
合 計	160,222百万円	20,552百万円	25,026百万円

6 金銭の信託に関する事項

(1) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

① その他の金銭の信託

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	70,138百万円	64,215百万円	5,923百万円	5,923百万円	－百万円

注) 1. 上記評価差額合計から繰延税金負債1,681百万円を差し引いた金額4,242百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

7 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けています。

退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

また、退職給付の一部にあてるため一般財団法人福岡県農林漁業団体共済会との契約に基づく退職共済制度を採用しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	752百万円
退職給付費用	63百万円
退職給付の支払額	△ 51百万円
制度への拠出額	△ 26百万円

期末における退職給付引当金 737百万円

b 退職給付債務および貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,068百万円
退職共済制度	△ 331百万円

退職給付引当金 737百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用 63百万円

(2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、14百万円となっています。

また、存続組合より示された令和8年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、92百万円です。

8 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
賞与引当金超過額	17百万円
退職給付引当金超過額	209百万円
相互援助積立金超過額	1,960百万円
特例業務負担金引当金超過額	26百万円
未払支払奨励金	234百万円
有価証券有税償却額	12百万円
未払事業税	23百万円
その他有価証券評価差額金	2,536百万円
その他	35百万円
繰延税金資産 小計	5,055百万円
評価性引当額	△ 1,991百万円
繰延税金資産 合計(A)	3,063百万円
繰延税金負債	
その他	△ 1百万円
繰延税金負債 合計(B)	△ 1百万円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	3,062百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.31%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.42%
事業分量配当金	△ 18.81%
住民税均等割等	0.09%
評価性引当額の増減	0.15%
その他	0.05%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.03%

9 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の普通預け金および通知預け金です。

財務諸表の適正性等にかかる確認

確 認 書

私は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。

当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。

- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されています。
- ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されています。
- ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されています。

令和8年7月1日

福岡県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 佐 藤 榮 二

(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、キャッシュ・フロー計算書および注記表を指しています。

会計監査人の監査

令和6年度および令和7年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けています。

損益の状況

●最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、口、人、%)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利 益	経 常 収 益	18,629	19,660	20,634	27,124	47,901
	経 常 利 益	3,518	4,257	4,226	3,890	4,810
	当 期 剰 余 金	3,335	4,129	3,778	3,344	4,424
残 高	出 資 金	46,173	46,173	67,398	67,398	67,398
	(出 資 口 数)	(4,617,310)	(4,617,310)	(6,739,862)	(6,739,862)	(6,739,862)
	純 資 産 額	125,600	109,906	142,359	123,440	135,540
	総 資 産 額	2,596,510	2,579,392	2,552,739	2,417,770	2,347,640
	貯 金 等 残 高	2,349,603	2,360,013	2,338,951	2,239,194	2,180,808
	預 け 金 残 高	1,418,064	1,310,348	1,277,159	1,209,489	1,202,962
	貸 出 金 残 高	236,599	230,521	218,127	194,501	197,079
	有 価 証 券 残 高	810,411	881,153	870,829	784,556	741,954
剰 余 金 配 当 金 額		2,392	2,393	2,408	2,569	4,070
	普 通 出 資 配 当 額	501	501	376	376	376
	後 配 出 資 配 当 額	210	210	210	423	423
	事 業 分 量 配 当 額	1,680	1,681	1,821	1,770	3,271
職 員 数		158	154	147	150	148
単 体 自 己 資 本 比 率		13.22	12.42	14.58	13.53	13.11

注) 1. 「貯金等残高」は、貯金と譲渡性貯金の合計額です。

2. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しています。

●利益総括表

(単位:百万円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度	増 減
資 金 運 用 収 支	8,642	11,182	2,540
資 金 運 用 収 益	19,090	25,325	6,235
資 金 調 達 費 用	10,842	14,547	3,704
金銭の信託運用見合費用	394	404	10
役 務 取 引 等 収 支	44	39	△ 5
役 務 取 引 等 収 益	232	243	10
役 務 取 引 等 費 用	187	204	16
そ の 他 事 業 収 支	△ 9,544	△ 24,919	△ 15,375
そ の 他 事 業 収 益	12	86	73
そ の 他 事 業 費 用	9,557	25,005	15,448
事 業 粗 利 益	△ 857	△ 13,697	△ 12,840
事 業 粗 利 益 率	△ 0.04	△ 0.63	△ 0.59

注) 1. 資金運用収支 = 資金運用収益 - (資金調達費用 - 金銭の信託運用見合費用)

2. 役務取引等収支 = 役務取引等収益 - 役務取引等費用

3. その他事業収支 = その他事業収益 - その他事業費用

4. 事業粗利益 = 資金運用収支 + 役務取引等収支 + その他事業収支

5. 事業粗利益率 = 事業粗利益 ÷ 資金運用勘定平均残高 × 100

●事業純益

(単位:百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度	増 減
事業純益	△ 3,438	△ 16,551	△ 13,112
実質事業純益	△ 3,438	△ 16,551	△ 13,112
コア事業純益	6,115	8,370	2,255
コア事業純益(投資信託解約損益を除く)	5,647	6,582	935

- 注) 1. 事業純益＝事業収益－(事業費用－金銭の信託運用見合費用)－一般貸倒引当金繰入額
 2. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
 3. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益
 国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

●資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

項 目	令和6年度			令和7年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	2,298,064	19,090	0.83	2,184,399	25,325	1.16
うち預け金	1,259,735	8,256	0.66	1,210,396	10,870	0.90
うち有価証券	837,156	9,843	1.18	786,017	13,095	1.67
うち貸出金	201,172	985	0.49	187,985	1,355	0.72
資金調達勘定	2,265,640	10,448	0.46	2,164,747	14,544	0.65
うち貯金・定積	2,292,304	10,821	0.47	2,191,848	14,469	0.66
うち譲渡性貯金	7,525	8	0.11	5,722	28	0.49
うち借入金	50,838	7	0.01	28,762	46	0.16
資金運用利回り	—	—	0.83	—	—	1.16
資金調達原価率	—	—	0.58	—	—	0.79
総資金利ざや	—	—	0.25	—	—	0.37

- 注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率
 資金調達原価率＝(資金調達費用(貯金利息＋譲渡性貯金利息＋借入金利息＋その他支払利息(支払雑利息等))＋経費－金銭の信託運用見合費用)÷資金調達勘定平均残高(貯金＋譲渡性貯金＋借入金＋その他(貸付留保金、従業員預り金等)－金銭の信託運用見合額)×100
 2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。
 3. 資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には、支払奨励金が含まれています。
 4. 資金調達勘定計の平均残高および利息は金銭の信託運用見合額および金銭の信託運用見合費用を控除しています。

●受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

項 目	令和6年度増減額	令和7年度増減額
受 取 利 息	3,633	6,236
うち預け金	1,733	2,613
うち有価証券	2,516	3,252
うち貸出金	△ 616	370
支 払 利 息	△ 121	3,706
うち貯金・定積	393	3,647
うち譲渡性貯金	8	19
うち借入金	△ 440	39
差 引	3,754	2,529

- 注) 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。
 3. 支払利息の「うち貯金・定積」には、支払奨励金が含まれています。
 4. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

貯金に関する指標

●科目別貯金期末残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
流 動 性 貯 金	51,824 (2.3)	39,204 (1.8)	△ 12,620
定 期 性 貯 金	2,178,795 (97.3)	2,138,472 (98.1)	△ 40,323
うち固定自由金利定期貯金	2,178,795 (97.3)	2,138,472 (98.1)	△ 40,323
うち変動自由金利定期貯金	－ (－)	－ (－)	－
そ の 他 の 貯 金	3,373 (0.2)	3,131 (0.1)	△ 242
計	2,233,994 (99.8)	2,180,808 (100.0)	△ 53,185
譲 渡 性 貯 金	5,200 (0.2)	0 (0.0)	△ 5,200
合 計	2,239,194 (100.0)	2,180,808 (100.0)	△ 58,385

- 注) 1. 流動性貯金 = 当座貯金 + 普通貯金 + 貯蓄貯金 + 通知貯金
 2. 定期性貯金 = 定期貯金 + 積立定期貯金 + 定期積金
 固定自由金利定期貯金: 預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金
 変動自由金利定期貯金: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金
 3. () 内は構成比です。

●科目別貯金平均残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
流 動 性 貯 金	40,747 (1.8)	33,487 (1.5)	△ 7,259
定 期 性 貯 金	2,250,827 (97.9)	2,157,704 (98.2)	△ 93,123
うち固定自由金利定期貯金	2,250,827 (97.9)	2,157,704 (98.2)	△ 93,123
うち変動自由金利定期貯金	－ (－)	－ (－)	－
そ の 他 の 貯 金	729 (0.0)	656 (0.0)	△ 73
計	2,292,304 (99.7)	2,191,848 (99.7)	△ 100,456
譲 渡 性 貯 金	7,525 (0.3)	5,772 (0.3)	△ 1,753
合 計	2,299,830 (100.0)	2,197,620 (100.0)	△ 102,209

- 注) 1. 流動性貯金 = 当座貯金 + 普通貯金 + 貯蓄貯金 + 通知貯金
 2. 定期性貯金 = 定期貯金 + 積立定期貯金 + 定期積金
 固定自由金利定期貯金: 預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金
 変動自由金利定期貯金: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金
 3. () 内は構成比です。

貸出金等に関する指標

●科目別貸出金期末残高

(単位:百万円、%)

科 目	令和6年度	令和7年度	増 減
手 形 貸 付	47 (0.0)	44 (0.0)	△ 3
証 書 貸 付	183,912 (94.6)	178,307 (90.5)	△ 5,605
当 座 貸 越	10,540 (5.4)	18,727 (9.5)	8,187
割 引 手 形	－ (－)	－ (－)	－
合 計	194,501 (100.0)	197,079 (100.0)	2,578

注) () 内は構成比です。

●科目別貸出金平均残高

(単位:百万円、%)

科 目	令和6年度	令和7年度	増 減
手 形 貸 付	47 (0.0)	47 (0.0)	0
証 書 貸 付	193,407 (96.1)	177,130 (94.2)	△ 16,277
当 座 貸 越	7,716 (3.8)	10,806 (5.7)	3,090
割 引 手 形	－ (－)	－ (－)	－
合 計	201,172 (100.0)	187,985 (100.0)	△ 13,187

注) () 内は構成比です。

●貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
固 定 金 利 貸 出	142,158 (73.1)	142,405 (72.3)	247
変 動 金 利 貸 出	52,344 (26.9)	54,675 (27.7)	2,331
合 計	194,501 (100.0)	197,079 (100.0)	2,578

注) () 内は構成比です。

●貸出金の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
貯 金 等	5,848	14,439	8,591
有 価 証 券	－	－	－
動 産	－	－	－
不 動 産	1,139	428	△ 711
そ の 他 担 保 物	4,642	3,662	△ 980
計	11,629	18,530	6,901
農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	22	18	△ 4
そ の 他 保 証	61	6	△ 55
計	83	24	△ 59
信 用	182,788	178,524	△ 4,264
合 計	194,501	197,079	2,578

●債務保証の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
貯 金 等	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	—	—	—
そ の 他 担 保 物	—	—	—
計	—	—	—
信 用	401	390	△ 11
合 計	401	390	△ 11

注) 上記債務保証は、受託貸付金（日本政策金融公庫）に対するものです。

●貸出金の使途別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
設 備 資 金	1,810 (0.9)	1,407 (0.7)	△ 403
運 転 資 金	192,691 (99.1)	195,672 (99.3)	2,981
合 計	194,501 (100.0)	197,079 (100.0)	2,578

注) () 内は構成比です。

●貸出金の業種別残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
農 業	913 (0.5)	946 (0.5)	33
林 業	— (—)	— (—)	—
水 産 業	— (—)	— (—)	—
製 造 業	12,358 (6.4)	10,740 (5.4)	△ 1,618
鉱 業	— (—)	— (—)	—
建 設 業	1,730 (0.9)	2,450 (1.2)	720
電気・ガス・熱供給・水道業	6,550 (3.4)	6,213 (3.2)	△ 337
運 輸 ・ 通 信 業	3,578 (1.8)	2,526 (1.3)	△ 1,052
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業	9,698 (5.0)	7,055 (3.6)	△ 2,643
金 融 ・ 保 険 業	37,939 (19.5)	33,838 (17.2)	△ 4,101
不 動 産 業	12,873 (6.6)	12,192 (6.2)	△ 681
サ ー ビ ス 業	57,098 (29.4)	71,378 (36.2)	14,280
地 方 公 共 団 体	51,468 (26.5)	49,527 (25.1)	△ 1,941
そ の 他	292 (0.2)	209 (0.1)	△ 83
合 計	194,501 (100.0)	197,079 (100.0)	2,578

注) () 内は構成比（貸出金全体に対する割合）です。

●主要な農業関係の貸出金残高

(1) 営農類型別

(単位:百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
農 業	891	937	46
穀 作	—	—	—
野 菜 ・ 園 芸	14	13	△ 1
果 樹 ・ 樹 園 農 業	4	4	0
工 芸 作 物	—	—	—
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	500	460	△ 40
養 鶏 ・ 養 卵	366	456	90
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	5	3	△ 2
農 業 関 連 団 体 等	7,439	14,091	6,652
合 計	8,330	15,029	6,699

注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、貸出金の業種別残高(P60)の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

(2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位:百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	8,325	15,025	6,700
農 業 制 度 資 金	4	4	0
農 業 近 代 化 資 金	4	4	0
そ の 他 制 度 資 金	—	—	—
合 計	8,330	15,029	6,699

注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位:百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	2,081	2,008	△ 73
そ の 他	—	—	—
合 計	2,081	2,008	△ 73

注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

●農協法に基づく開示債権の状況および金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位:百万円)

債 権 区 分		債権額	保 全 額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	6年度	40	0	—	33	33
	7年度	35	0	—	32	32
危 険 債 権	6年度	275	217	5	45	268
	7年度	236	180	5	41	227
要 管 理 債 権	6年度	—	—	—	—	—
	7年度	—	—	—	—	—
	三 月 以 上 延 滞 債 権	6年度	—	—	—	—
		7年度	—	—	—	—
	貸 出 条 件 緩 和 債 権	6年度	—	—	—	—
		7年度	—	—	—	—
小 計	6年度	315	217	5	79	301
	7年度	272	181	5	73	260
正 常 債 権	6年度	194,752				
	7年度	197,427				
合 計	6年度	195,067				
	7年度	197,699				

注) 1. 対象債権は、貸出金、未収利息、仮払金、債務保証見返です。

2. それぞれの債権の内容は次のとおりです。

(1) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

(2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。

(3) 要管理債権

農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。

(4) 三月以上延滞債権

元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものです。

(5) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものです。

(6) 正常債権

債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、(1)、(2)、(4)、(5)に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

●元本補てん契約のある信託にかかる農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

●貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	令和6年度					令和7年度				
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	556	472	—	556	472	472	473	—	472	473
個別貸倒引当金	114	79	20	93	79	79	73	—	79	73
合 計	670	551	20	649	551	551	546	—	551	546

●貸出金償却の額

(単位:百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
貸 出 金 償 却 額	20	—

注) 上記の償却額は、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺前の金額です。

有価証券等に関する指標

●種類別有価証券期末残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
国 債	232,624 (29.7)	192,526 (25.9)	△ 40,098
地 方 債	13,883 (1.8)	11,978 (1.6)	△ 1,904
社 債	106,317 (13.5)	69,739 (9.4)	△ 36,577
株 式	13,644 (1.7)	13,790 (1.9)	145
外 国 証 券	145,738 (18.6)	153,617 (20.7)	7,879
受 益 証 券	272,348 (34.7)	300,301 (40.5)	27,952
合 計	784,556 (100.0)	741,954 (100.0)	△ 42,602

注) () 内は構成比です。

●種類別有価証券平均残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
国 債	317,035 (37.9)	235,603 (30.0)	△ 81,431
地 方 債	16,637 (2.0)	16,070 (2.0)	△ 566
社 債	122,081 (14.6)	85,854 (10.9)	△ 36,226
株 式	6,111 (0.7)	5,733 (0.7)	△ 377
外 国 証 券	149,380 (17.8)	160,734 (20.5)	11,354
受 益 証 券	225,909 (27.0)	282,019 (35.9)	56,109
合 計	837,156 (100.0)	786,017 (100.0)	△ 51,139

注) () 内は構成比です。

●保有有価証券の利回り

(単位:%)

種 類	令和6年度	令和7年度
国 債	0.80	0.93
地 方 債	0.63	0.64
社 債	0.99	1.19
株 式	6.22	7.04
外 国 証 券	1.13	1.16
受 益 証 券	1.73	2.67
以 上 平 均	1.18	1.67

●商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

●有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

種 類	令和6年度							
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	15,120	26,673	—	—	59,338	131,492	—	232,624
地 方 債	479	2,874	958	958	1,437	7,174	—	13,883
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	3,935	11,218	8,283	16,073	6,852	45,164	14,790	106,317
株 式	—	—	—	—	—	—	13,644	13,644
外国債券	10,686	48,017	44,672	22,550	19,389	420	—	145,738
受 益 証 券	3,877	25,147	101,111	13,843	47,432	10,991	69,944	272,348
貸付有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—
種 類	令和7年度							
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	25,052	51,589	13,652	—	39,709	62,523	—	192,526
地 方 債	420	2,738	841	841	1,262	5,873	—	11,978
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	3,035	6,016	4,383	5,608	2,628	32,663	15,403	69,739
株 式	—	—	—	—	—	—	13,790	13,790
外国債券	9,487	59,309	28,656	28,186	3,941	24,035	—	153,617
受 益 証 券	6,050	47,997	75,797	9,504	71,226	—	89,725	300,301
貸付有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—

有価証券の時価情報等

●有価証券の時価情報

①その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	12,449	4,647	7,802	13,423	4,287	9,135
	債券	49,943	49,449	493	29,979	29,815	164
	国債	41,793	41,412	381	26,247	26,192	54
	地方債	1,916	1,899	16	—	—	—
	社債	6,233	6,137	96	3,732	3,622	109
	その他	184,532	166,901	17,631	214,919	194,685	20,234
	外国証券	20,119	19,956	162	16,747	16,587	160
	受益証券	164,412	146,944	17,468	198,171	178,097	20,073
	小 計	246,925	220,998	25,927	258,322	228,788	29,534
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,194	1,343	△ 148	366	431	△ 65
	債券	302,882	342,921	△ 40,039	244,266	276,372	△ 32,106
	国債	190,830	224,262	△ 33,432	166,279	190,473	△ 24,194
	地方債	11,967	14,486	△ 2,518	11,978	15,806	△ 3,827
	社債	100,083	104,172	△ 4,088	66,007	70,092	△ 4,084
	その他	233,554	244,869	△ 11,315	238,999	251,208	△ 12,209
	外国証券	125,618	129,208	△ 3,590	136,869	142,212	△ 5,342
	受益証券	107,935	115,661	△ 7,725	102,129	108,996	△ 6,866
	小 計	537,631	589,134	△ 51,503	483,631	528,013	△ 44,381
合 計		784,556	810,132	△ 25,575	741,954	756,801	△ 14,846

●金銭の信託の時価情報

①その他の金銭の信託

(単位:百万円)

	令和6年度					令和7年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	89,898	87,552	2,346	2,670	△ 324	70,138	64,215	5,923	5,923	—

注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

●デリバティブ取引等

(デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引)

該当する取引はありません。

経営諸指標

●利益率

(単位:%)

項 目	令和6年度	令和7年度	増 減
総 資 産 経 常 利 益 率	0.16	0.20	0.04
純 資 産 経 常 利 益 率	2.91	3.49	0.58
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.13	0.19	0.06
純 資 産 当 期 純 利 益 率	2.50	3.21	0.71

- 注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 ÷ 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 2. 純資産経常利益率 = 経常利益 ÷ 純資産勘定平均残高 × 100
 3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) ÷ 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 4. 純資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) ÷ 純資産勘定平均残高 × 100

●貯貸率・貯証率

(単位:%)

区 分	令和6年度	令和7年度	増 減
貯 貸 率 (期 末)	8.69	9.04	0.35
貯 貸 率 (期 中 平 均)	8.75	8.55	△ 0.20
貯 証 率 (期 末)	35.04	34.02	△ 1.02
貯 証 率 (期 中 平 均)	36.40	35.77	△ 0.63

- 注) 1. 貯金には、譲渡性貯金が含まれています。
 2. 貯貸率 (期 末) = 貸出金残高 ÷ 貯金残高 × 100
 3. 貯貸率 (期中平均) = 貸出金平均残高 ÷ 貯金平均残高 × 100
 4. 貯証率 (期 末) = 有価証券残高 ÷ 貯金残高 × 100
 5. 貯証率 (期中平均) = 有価証券平均残高 ÷ 貯金平均残高 × 100

●役務取引の状況

(単位:百万円)

科 目	金 額	
	令和6年度	令和7年度
役 務 取 引 等 取 益	232	243
為 替 業 務	22	22
代 理 業 務	8	9
電 算 受 託 業 務	6	6
そ の 他	194	205
役 務 取 引 等 費 用	187	204
為 替 業 務	2	2
代 理 業 務	2	3
そ の 他	182	198

●その他事業収益の内訳

(単位:百万円)

科 目	金 額	
	令和6年度	令和7年度
受 取 助 成 金	7	—
国 債 等 債 券 売 却 益	3	83
受 取 出 資 配 当 金	2	2
合 計	12	86

●経費の内訳

(単位:百万円)

科 目	金 額	
	令和6年度	令和7年度
人 件 費	1,341	1,329
役 員 報 酬	67	67
給 料 手 当	916	915
福 利 厚 生 費	205	204
退 職 給 付 費 用	75	64
役員退職慰労引当金繰入	15	15
賞 与 引 当 金 繰 入	61	61
物 件 費	1,140	1,378
事 業 推 進 費	377	565
債 権 管 理 費	5	3
旅 費 ・ 交 通 費	21	28
業 務 費	336	343
負 担 金	198	197
施 設 費	197	238
雑 費	3	2
税 金	99	145
経 費 合 計	2,581	2,853

受託業務・為替業務・証券業務等

●受託貸付金の残高

(単位:百万円)

受 託 先	令和6年度	令和7年度
日 本 政 策 金 融 公 庫	2,085	2,011
うち国民一般向け業務	4	2
うち農林水産業者向け業務	2,081	2,008
住 宅 金 融 支 援 機 構	4,463	4,252
福 祉 医 療 機 構	41	31
合 計	6,590	6,295

●内国為替の取扱実績

(単位:件、百万円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送 金 ・ 振 込 (件数) 金額	(1,314,366) 766,533	(42,580) 532,290	(1,288,927) 768,816	(42,367) 589,970
代 金 取 立 (件数) 金額	(268) 324	(140) 162	(180) 137	(90) 68
雑 為 替 (件数) 金額	(8,724) 2,912	(9,025) 11,349	(7,077) 2,100	(7,175) 10,635

●公共債の引受額

該当する取引はありません。

●公共債の窓口販売実績

該当する取引はありません。

●公共債のディーリング実績

該当する取引はありません。

●外貨建資産の残高

該当する取引はありません。

自己資本の状況

●自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題と位置づけ、「自己資本計画（令和7年度～令和9年度）」に基づき取り組んだ結果、令和8年3月末における自己資本額は、1,452億円となり、自己資本比率は13.11%（前年度13.53%）となりました。

●経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金のほか、後配出資金により調達しています。

普通出資金

項 目	内 容
発行主体	福岡県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本にかかる基礎項目に算入した額	250億円（前年度250億円）

後配出資金

項 目	内 容
発行主体	福岡県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本にかかる基礎項目に算入した額	423億円（前年度423億円）

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

●単体自己資本の構成

(単位:百万円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資または非累積的永久優先出資にかかる会員資本の額	137,503	137,856
うち、出資金および資本準備金の額	67,398	67,398
うち、再評価積立金の額	15	15
うち、利益剰余金の額	72,658	74,513
うち、外部流出予定額(△)	2,569	4,070
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額に算入される引当金の合計額	7,380	7,380
うち、一般貸倒引当金および相互援助積立金コア資本算入額	7,380	7,380
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本にかかる基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	144,883	145,237
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツにかかるものを除く。)の額の合計額	1	1
うち、のれんにかかるものの額	—	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツにかかるもの以外の額	1	1
繰延税金資産(一時差異にかかるものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目にかかる10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツにかかる無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異にかかるものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目にかかる15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツにかかる無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異にかかるものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本にかかる調整項目の額 (ロ)	1	1
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	144,881	145,235
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,050,849	1,084,796
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段にかかるエクスポージャーにかかる経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	19,740	22,829
資本フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,070,590	1,107,625
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))	13.53%	13.11%

- 注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準にかかる算式に基づき算出しています。
 なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位:百万円)

		令和6年度			令和7年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	2,474	—	—	1,671	—	—
	我が国の中央政府および中央銀行向け	266,053	—	—	216,990	—	—
	我が国の地方公共団体向け	67,938	—	—	65,441	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	549	109	4	538	107	4
	地方公共団体金融機構向け	1,200	120	4	1,200	120	4
	地方三公社向け	3,376	243	9	3,269	232	9
	金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	1,368,982	285,019	11,400	1,289,523	264,649	10,585
	〔うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け〕	92,271	27,681	1,107	50,994	15,299	611
	法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	153,927	75,793	3,031	142,824	71,914	2,876
	〔うち特定貸付債権向け〕	—	—	—	—	—	—
	中堅中小企業等向けおよび個人向け	1,153	967	38	1,392	1,178	47
	〔うちトラザクター向け〕	—	—	—	—	—	—
	劣後債権およびその他資本性証券等	17,918	17,918	716	11,012	13,766	550
	延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	310	301	12	267	260	10
	取立未済手形	0	0	0	10	2	0
	信用保証協会等による保証付	22	2	0	18	1	0
	株式等	8,138	8,138	325	6,868	8,928	357
	上記以外	223,326	520,653	20,826	206,770	484,025	19,361
	〔うち重要な出資のエクスポージャー〕	—	—	—	—	—	—
	〔うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外のものにかかるエクスポージャー〕	52,133	130,333	5,213	42,091	105,228	4,209
	〔うち農林中央金庫の対象資本調達手段にかかるエクスポージャー〕	135,391	338,479	13,539	135,391	338,478	13,539
	〔うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分にかかるエクスポージャー〕	385	963	38	184	460	18
	〔うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等にかかるその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー〕	—	—	—	—	—	—
	〔うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等にかかるその他外部TLAC関連調達手段にかかるエクスポージャー〕	30,920	46,380	1,855	21,510	32,265	1,290
	〔うち上記以外のエクスポージャー〕	4,495	4,495	179	7,593	7,593	303
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	446,769	141,580	5,663	471,050	239,608	9,584
	〔うちルックスルー方式〕	446,769	141,580	5,663	471,050	239,608	9,584
	〔うちマンデート方式〕	—	—	—	—	—	—
	〔うち蓋然性方式250%〕	—	—	—	—	—	—
	〔うち蓋然性方式400%〕	—	—	—	—	—	—
	〔うちフォールバック方式〕	—	—	—	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー計	2,562,142	1,050,849	42,033	2,418,849	1,084,796	43,391
	合計(信用リスク・アセットの額)	2,562,142	1,050,849	42,033	2,418,849	1,084,796	43,391
	オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額(標準的計測手法)	オペレーショナル・リスク相当額の 合計額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額の 合計額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
		19,740		789	22,829		913
	所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計 a		所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)合計 a		所要自己資本額 b=a×4%
		1,070,590		42,823	1,107,625		44,305

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	19,740	22,829
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	789	913
B I	13,160	15,219
B I C	1,579	1,826

- 注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
4. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
5. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
6. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

信用リスクに関する事項

●リスク管理の方針および手続の概要

○信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当会では、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢として、リスク管理に関する規程類を整備しています。

具体的には、当会は、信用リスクを適切にコントロールするために、内部格付による管理、自己査定による管理、個別審査による管理、各種与信上限額設定による管理等の実施と、ポートフォリオ全体のリスクバランスをコントロールするために、保有資産の信用リスク量を計測する等、信用リスクの管理を行っています。

また、当会は、リスク管理の方法やリスクテイクの具体的方針等についてリスクマネジメント委員会において検討・協議するとともに、毎月開催するリスク関連打合せにおいてポートフォリオの実態把握および統合的リスク管理状況の分析等を行い、リスクマネジメント委員会や理事会に報告する体制をとっています。

個別審査による管理については、フロントセクションから独立した審査部門による個別内部格付の審査、個別与信審査、自己査定における第2次審査の実施を通じてデフォルト等に伴う損失を最小限に抑え、適正なリターンの確保を図っています。

○当会における貸倒引当金の計上は、「資産の償却・引当要領」に基づき次のとおり計上しています。

自己査定結果の債務者区分が正常先債権および要注意先債権については、債権額に過去3算定期間の貸倒実績率の平均値に基づき算出した予想損失率を乗じて今後1年間（要注意債権のうち要管理先については3年間）の予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を一般貸倒引当金として計上しています。ただし、予想損失額として算定した引当額が将来の貸倒リスクを反映した必要額に不足すると見込まれる場合には、平成9年度以降の各年度の期首において正常先、要管理先およびその他の要注意先に属する全債権累計額を分母とし、その分母の額のうち、毀損した累計額を分子として過去の累積実績率を算出し、対象債権の額に累積実績率を乗じて算出した額を計上しています。

破綻懸念先債権については、Ⅲ分類額（債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額）に過去3算定期間のⅢ分類額の毀損率の平均値を乗じた額、Ⅲ分類額から債務者の過去3か年の営業活動によるキャッシュフローを基に算出した回収可能見込額を控除した額、加えて、経営改善計画等算定先はⅢ分類額から経営再建計画等で定めた返済予定額を控除した額を考慮して算定した額を個別貸倒引当金として計上しています。

実質破綻先債権および破綻先債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を個別貸倒引当金として計上しています。

すべての債権は、「自己査定要領」に基づき、自己査定実施部署が自己査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が自己査定結果を監査しており、その自己査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

●標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。

また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

①リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

②リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

●信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）および
延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

		令和6年度					令和7年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー
国内		2,058,211	322,362	390,441	—	310	1,902,059	256,692	304,159	—	267
国外		55,227	—	55,227	—	—	45,740	—	45,740	—	—
地域別残高計		2,113,439	322,362	445,669	—	310	1,947,799	256,692	349,899	—	267
法人	農業	899	899	—	—	10	1,014	1,014	—	—	9
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	27,463	9,923	14,216	—	95	17,219	8,073	6,607	—	90
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	22,083	14,593	7,126	—	—	16,401	14,634	1,466	—	—
	電気・ガス 熱供給・水道業	19,030	6,554	11,676	—	—	12,659	6,222	5,653	—	—
	運輸・通信業	19,385	3,579	14,212	—	—	13,194	2,528	9,307	—	—
	金融・保険業	1,608,348	164,269	113,123	—	—	1,509,079	90,139	93,007	—	—
	卸売・小売・飲食 サービス業	73,011	69,696	2,297	—	18	84,751	83,411	495	—	18
	日本国政府 地方公共団体	334,046	51,579	282,466	—	—	282,431	49,608	232,823	—	—
	上記以外	1,567	1,017	549	—	—	1,400	861	538	—	—
個人		248	248	—	—	186	197	197	—	—	148
その他		7,355	—	—	—	—	9,449	—	—	—	—
業種別残高計		2,113,439	322,362	445,669	—	310	1,947,799	256,692	349,899	—	267
1年以下		1,350,649	116,475	24,215	—	—	1,303,460	68,826	29,708	—	—
1年超3年以下		110,896	47,278	63,618	—	—	148,388	62,698	85,689	—	—
3年超5年以下		73,789	51,533	22,256	—	—	71,038	48,352	22,686	—	—
5年超7年以下		40,715	24,995	15,720	—	—	41,203	27,847	13,356	—	—
7年超10年以下		104,606	26,111	78,495	—	—	71,164	21,517	49,647	—	—
10年超		233,087	7,179	225,907	—	—	132,735	194	132,541	—	—
期限の定めのないもの		199,693	48,789	15,454	—	—	179,808	27,255	16,270	—	—
残存期間別残高計		2,113,439	322,362	445,669	—	—	1,947,799	256,692	349,899	—	—

- 注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことで、
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

●貸倒引当金の期末残高および期中増減額

(1) 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

	令和6年度					令和7年度				
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	556	472	—	556	472	472	473	—	472	473
個別貸倒引当金	114	79	20	93	79	79	73	—	79	73

(2) 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位:百万円)

		令和6年度						令和7年度					
		個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却
		期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高		期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	
法人	農 業	32	6	20	12	6	—	6	6	—	6	6	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	27	27	—	27	27	—	27	26	—	27	26	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食 サービス業	52	43	—	52	43	—	43	39	—	43	39	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人		1	1	—	1	1	—	1	1	—	1	1	—
合 計		114	79	20	93	79	—	79	73	—	79	73	—

注) 1. 当会では国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。
 2. 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

●信用リスク・アセット残高内訳表

令和6年度

(単位:百万円)

項 目	リスク・ ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	2,474	—	2,474	—	0	0
我が国の中央政府および中央銀行向け	0	266,053	—	266,053	—	0	0
外国の中央政府および中央銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	67,938	—	67,938	—	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	549	—	549	—	109	20
国際開発銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10~20	1,200	—	1,200	—	120	10
我が国の政府関係機関向け	10~20	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	20	3,376	—	3,376	—	243	7
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	20~150	1,240,690	128,291	1,240,690	128,291	285,019	21
（うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け）	20~150	7,410	84,860	7,410	84,860	27,681	30
カバード・ボンド向け	10~100	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20~150	152,947	2,450	152,897	980	75,793	49
（うち特定貸付債権向け）	20~150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け	45~100	1,139	14	1,120	14	967	85
（うちトランザクター向け）	45	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	20~150	—	—	—	—	—	—
（うち自己居住用不動産等向け）	20~75	—	—	—	—	—	—
（うち賃貸用不動産等向け）	30~150	—	—	—	—	—	—
（うち事業用不動産向け）	70~150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100~150	—	—	—	—	—	—
劣後債権およびその他資本性証券等	150	17,918	—	17,918	—	17,918	100
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	50~150	231	—	230	—	301	131
自己居住用不動産等向けエクスポージャーにかかる延滞	100	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	20	0	—	0	—	0	20
信用保証協会等による保証付	0~10	22	—	22	—	2	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250~400	8,138	—	8,138	—	8,138	100
上記以外	100~1250	223,326	0	223,326	0	520,653	233
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達 手段のうち対象普通出資等およびその他 外部TLAC関連調達手段に該当するも の以外のものにかかるエクスポージャー）	250~400	52,133	—	52,133	—	130,333	250
（うち農林中央金庫の対象資本調達 手段にかかるエクスポージャー）	250	135,391	—	135,391	—	338,479	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入さ れない部分にかかるエクスポージャー）	250	385	—	385	—	963	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超 える議決権を保有している他の金融機 関等にかかるその他外部TLAC関連調達 手段にかかるエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超 える議決権を保有していない他の金融機 関等にかかるその他外部TLAC関連調 達手段にかかるエクスポージャー）	150	30,920	—	30,920	—	46,380	150
（うち上記以外のエクスポージャー）	100	4,495	0	4,495	0	4,495	100
証券化	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち短期STC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用され るエクスポージャー	—	446,769	—	446,769	—	141,580	32
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関から対象資本調達手段 にかかるエクスポージャーにかかる経過 措置によりリスク・アセットの額に算入さ れなかったものの額(△)	—	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	—	—	—	—	—	1,050,849	—

令和7年度

(単位:百万円)

項 目	リスク・ ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	1,671	—	1,671	—	0	0
我が国の中央政府および中央銀行向け	0	216,990	—	216,990	—	0	0
外国の中央政府および中央銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	65,441	—	65,441	—	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	538	—	538	—	107	20
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	1,200	—	1,200	—	120	10
我が国の政府関係機関向け	10～20	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	20	3,269	—	3,269	—	232	7
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	20～150	1,232,308	57,215	1,232,308	57,215	264,649	21
（うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け）	20～150	5,410	45,584	5,410	45,584	15,299	30
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	140,370	18,535	140,316	2,453	71,914	50
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け	45～100	1,125	2,534	1,119	266	1,178	85
（うちトランザクター向け）	45	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	20～150	—	—	—	—	—	—
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	—	—	—	—	—	—
（うち賃貸用不動産等向け）	30～150	—	—	—	—	—	—
（うち事業用不動産向け）	70～150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債権およびその他資本性証券等	150	11,012	—	11,012	—	13,766	125
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50～150	193	—	192	—	260	135
自己居住用不動産等向けエクスポージャーにかかる延滞	100	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	20	10	—	10	—	2	20
信用保証協会等による保証付	0～10	18	—	18	—	1	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250～400	6,868	—	6,868	—	8,928	130
上記以外	100～1250	206,770	0	206,770	0	484,025	234
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達 手段のうち対象普通出資等およびその他 外部TLAC関連調達手段に該当するも の以外のものにかかるエクスポージャー）	250～400	42,091	—	42,091	—	105,228	250
（うち農林中央金庫の対象資本調達 手段にかかるエクスポージャー）	250	135,391	—	135,391	—	338,478	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入さ れない部分にかかるエクスポージャー）	250	184	—	184	—	460	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超 える議決権を保有している他の金融機 関等にかかるその他外部TLAC関連調達 手段にかかるエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超 える議決権を保有していない他の金融機 関等にかかるその他外部TLAC関連調 達手段にかかるエクスポージャー）	150	21,510	—	21,510	—	32,265	150
（うち上記以外のエクスポージャー）	100	7,593	0	7,593	0	7,593	100
証券化	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち短期STC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用され るエクスポージャー	—	465,923	12,817	465,923	5,126	239,608	51
未決済取引	—					—	
他の金融機関から対象資本調達手段 にかかるエクスポージャーにかかる経過 措置によりリスク・アセットの額に算入さ れなかったものの額(△)	—					—	
合計（信用リスク・アセットの額）	—					1,084,796	

●ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および
信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

令和6年度

(単位:百万円)

項 目	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府および中央銀行向け	266,053	－	－	－	－	－	266,053						
外国の中央政府および中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－						
国 際 決 済 銀 行 等 向 け	－	－	－	－	－	－	－						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	67,938	－	－	－	－	－	－	67,938					
外国の中央政府等以外の 公 共 部 門 向 け	－	－	549	－	－	－	－	549					
地方公共団体金融機構向け	－	1,200	－	－	－	－	－	1,200					
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－	－	－					
地 方 三 公 社 向 け	2,104	－	1,216	－	－	－	55	3,376					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国 際 開 発 銀 行 向 け	－	－	－	－	－	－	－	－					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者 お よ び 保 険 会 社 向 け	1,257,760	110,717	－	503	－	－	－	1	1,368,982				
(うち、第一種金融商品取引業者および 保 険 会 社 向 け)	1,000	90,767	－	503	－	－	－	－	92,271				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カ バ ー ド ・ ボ ン ド 向 け	－	－	－	－	－	－	－	－	－				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法 人 等 向 け (特 定 貸 付 債 権 向 け を 含 む 。)	42,472	79,646	5,706	－	－	21,542	－	－	4,510	153,877			
(うち 特 定 貸 付 債 権 向 け)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣 後 債 権 お よ び そ の 他 資 本 性 証 券 等	－	17,918	－	－	－	17,918							
株 式 等	－	－	8,138	－	－	8,138							
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向けおよび個人向け	－	2	25	1,106	1,134								
(うち ト ラ ン ザ ク タ ー 向 け)	－	－	－	－	－								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不 動 産 関 連 向 け うち自己居住用不動産等向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不 動 産 関 連 向 け うち 賃 貸 用 不 動 産 向 け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不 動 産 関 連 向 け うち 事 業 用 不 動 産 関 連 向 け	－	－	－	－	－	－	－						
	60%	その他	合計										
不 動 産 関 連 向 け うち 其 他 不 動 産 関 連 向 け	－	－	－										
	100%	150%	その他	合計									
不 動 産 関 連 向 け う ち A D C 向 け	－	－	－										
	50%	100%	150%	その他	合計								
延 滞 等 向 け (自 己 居 住 用 不 動 産 等 向 け を 除 く 。)	42	4	183	－	230								
自己居住用不動産等向け エクスポージャーにかかる延滞	－	－	－	－	－								
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現 金	2,474	－	－	－	－	2,474							
取 立 未 済 手 形	－	－	0	－	－	0							
信用保証協会等による保証付	－	22	－	－	－	22							
株式会社地域経済活性化 支 援 機 構 等 に よ る 保 証 付	－	－	－	－	－	－							

令和7年度

(単位:百万円)

項 目	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)																				
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計								
我が国の中央政府および中央銀行向け	216,990		－		－		－		－		－		216,990								
外国の中央政府および中央銀行向け	－		－		－		－		－		－		－								
国 際 決 済 銀 行 等 向 け	－		－		－		－		－		－		－								
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		その他	合計							
我が国の地方公共団体向け	65,441		－		－		－		－		－		－	65,441							
外国の中央政府等以外の 公 共 部 門 向 け	－		－		538		－		－		－		－	538							
地方公共団体金融機構向け	－		1,200		－		－		－		－		－	1,200							
我が国の政府関係機関向け	－		－		－		－		－		－		－	－							
地 方 三 公 社 向 け	2,104		－		1,164		－		－		－		－	3,269							
	0%		20%		30%		50%		100%		150%		その他	合計							
国 際 開 発 銀 行 向 け	－		－		－		－		－		－		－	－							
	20%		30%		40%		50%		75%		100%		150%	その他	合計						
金融機関、第一種金融商品取引業者 お よ び 保 険 会 社 向 け	1,223,083		65,936		－		503		－		－		－	0	1,289,523						
(うち、第一種金融商品取引業者および 保 険 会 社 向 け)	1,000		49,490		－		503		－		－		－	－	50,994						
	10%		15%		20%		25%		35%		50%		100%	その他	合計						
カ バ ー ド ・ ボ ン ド 向 け	－		－		－		－		－		－		－	－	－						
	20%		50%		75%		80%		85%		100%		130%	150%	その他	合計					
法 人 等 向 け (特 定 貸 付 債 権 向 け を 含 む 。)	41,108		67,919		4,206		－		25,023		－		－	4,512	142,770						
(うち 特 定 貸 付 債 権 向 け)	－		－		－		－		－		－		－	－	－						
	100%			150%			250%			400%			その他		合計						
劣 後 債 権 お よ び そ の 他 資 本 性 証 券 等	－			11,012			－			－			－		11,012						
株 式 等	－			－			6,868			－			－		6,868						
	45%			75%			100%			その他			合計								
中堅中小企業等向けおよび個人向け	－			1			3			1,381			1,386								
(うち ト ラ ン ザ ク タ ー 向 け)	－			－			－			－			－								
	20%		25%		30%		31.25%		35%		37.50%		40%		50%		62.50%	70%	75%	その他	合計
不 動 産 関 連 向 け うち自己居住用不動産等向け	－		－		－		－		－		－		－		－		－	－	－	－	－
	30%		35%		43.75%		45%		56.25%		60%		75%		93.75%		105%	150%	その他	合計	
不 動 産 関 連 向 け うち賃貸用不動産向け	－		－		－		－		－		－		－		－		－	－	－	－	－
	70%			90%			110%			112.50%			150%			その他		合計			
不 動 産 関 連 向 け うち事業用不動産関連向け	－			－			－			－			－			－		－		－	
	60%					その他					合計										
不 動 産 関 連 向 け うちその他不動産関連向け	－					－					－										
	100%				150%				その他				合計								
不 動 産 関 連 向 け うち A D C 向 け	－				－				－				－								
	50%				100%				150%				その他				合計				
延滞等向け(自己居住用 不動産等向けを除く。)	10				35				146				－				192				
自己居住用不動産等向け エクスポージャーにかかる延滞	－				－				－				－				－				
	0%			10%			20%			100%			その他			合計					
現 金	1,671			－			－			－			－			1,671					
取 立 未 済 手 形	－			－			10			－			－			10					
信用保証協会等による保証付	－			18			－			－			－			18					
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	－			－			－			－			－			－					

●資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位:百万円、%)

リスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの加重平均値 (%)	資産の額および与 信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	1,626,483	130,291	99%	1,755,575
40%～70%	81,514	450	40%	81,693
75%	5,706	1	100%	5,708
80%	—	—	—	—
85%	1,113	11	100%	1,105
90%～100%	21,622	—	—	21,572
105%～130%	—	—	—	—
150%	18,102	—	—	18,102
250%	8,138	—	—	8,138
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	0	100%	0
合計	1,762,681	130,755	99%	1,891,897

(単位:百万円、%)

リスク・ウェイト区分	令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの加重平均値 (%)	資産の額および与 信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	1,564,765	59,215	98%	1,622,780
40%～70%	69,435	—	—	69,434
75%	4,207	0	100%	4,207
80%	—	—	—	—
85%	1,121	2,533	10%	1,381
90%～100%	23,462	16,535	10%	25,061
105%～130%	—	—	—	—
150%	11,159	—	—	11,159
250%	6,868	—	—	6,868
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	0	100%	0
合計	1,681,019	78,285	77%	1,740,893

信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当会では、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は不動産です。

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

	令和6年度			令和7年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地 方 三 公 社 向 け	—	2,159	—	—	2,104	—
金融機関、第一種金融商品取引業者 および保険会社向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付 債権向けを含む。)	—	5,909	—	—	5,911	—
中堅中小企業等向け および個人向け	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用 不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向け エクスポージャーにかかる延滞	—	—	—	—	—	—
証 券 化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上 記 以 外	—	6,516	—	—	7,520	—
合 計	—	14,585	—	—	15,536	—

- 注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し、または決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し、または資金の支払いを行う取引です。

当会では、派生商品取引に関して、余裕金運用規程に基づき運用限度額を設定し、運用しています。

なお、長期決済期間取引は、行っていません。

●派生商品取引および長期決済期間取引の内訳

	令和6年度	令和7年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

令和6年度

該当する取引はありません。

令和7年度

該当する取引はありません。

●与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

●信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

●リスク管理の方針およびリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

当会における証券化エクスポージャーの取得、管理する方針、リスク特性等の概要は以下のとおりです。

当会は、証券化取引においては証券化案件を購入する投資家の役割であり、他の役割（オリジネーター、サービサー、信用補完の提供者等）を担うことはありません。

証券化エクスポージャーの取得、管理については、「証券化案件にかかる管理要領」において、投資の体制、投資時のデューデリジェンス、投資後の管理等の取扱いについて整備し、リスクを確実に認識し、評価・計測し、市場動向、裏付資産の内容、構造上の特性、格付情報等のリスク特性についてリスクマネジメント委員会等へ報告するための体制を構築しています。

また、「余裕金運用商品の取得基準」において、格付別に取得限度を定めて、取得基準に該当しない場合や過大なリスクテイクやリスクの偏り等の問題が生じた場合の取扱いについて整備しています。

なお、証券化案件は、①裏付資産が生み出すキャッシュ・フローにかかるリスクと②オリジネーターやサービサー等にかかるリスクがあります。

●体制の整備およびその運用状況の概要

体制の整備およびその運用状況の概要は以下のとおりです。

証券化案件の取得については、資金証券部および融資部（フロント部署）が投資案件にかかる商品性および裏付資産におけるリスクの分析、情報の取得状況の確認等の一次審査を行い、デューデリジェンス資料を作成し、経営企画部（審査担当・とりまとめ報告部署）がリスクバッファの厚みや余裕度の確認および評価等を行い、投資案件にかかる取得可否を審査し、リスクマネジメント委員会等へ報告する体制をとっています。

また、期中管理も同様にモニタリング資料により妥当性を検証し、定期的に会議体へ報告する体制をとっています。

●信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当会は信用リスク削減手法として証券化取引を用いていません。

●信用リスク・アセットの額の算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

●当会が証券化目的導管体を用いて行った第三者の資産にかかる証券化取引

当会は証券化目的導管体を用いて行った第三者の資産にかかる証券化取引を行っていません。

●当会が行った証券化取引にかかる証券化エクスポージャーを保有している子会社等および関連法人等

該当する子会社等および関連法人等はありません。

●証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」および「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

●証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

●内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

●当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

当会では該当する取引はありません。

●当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

当会では該当する取引はありません。

CVAリスクに関する事項

●CVAリスク相当額の算出に使用する手法

CVAリスク相当額は「簡便法」により算出しています。

●CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）

CVAリスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っています。

マーケット・リスクに関する事項

●リスク管理の方針及び手続等の概要

「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債およびオフ・バランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。

当会は、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額にかかる額を不算入としています。

オペレーショナル・リスクに関する事項

●リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外的な現象により損失を被るリスクのことです。

当会では、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

当会の「リスク管理の基本方針」において、管理を要するリスクとして「事務リスク」「システムリスク」「法務リスク」「人的リスク」「有形資産リスク」「情報漏洩リスク」「業務継続リスク」「風評リスク」等オペレーショナル・リスクを定義した上で、全体リスク管理としてオペレーショナル・リスク相当額を計測するとともに、事務処理を行っていく上で必要となる事務手続き・マニュアル類の整備のほか、「コンプライアンス・マニュアル」「自主検査実施要領」「事業継続計画」に基づいた個別リスク管理を実施しています。

また、オペレーショナル・リスクの情報については、リスクマネジメント統括部署で一元管理するとともに、リスク管理担当部署と連携し、オペレーショナル・リスクの発生原因等の分析・評価を行い、必要に応じ「リスクマネジメント委員会」において対策を協議することとしています。

●BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しています。

●ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

●オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

●オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）

該当ありません。

出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

●出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。

当会では、出資等または株式等エクスポージャーに関して、以下の方針に基づき管理しています。

○株式について

「余剰金運用規程」において、株式に運用する余剰金の総額は直近6か月間における貯金および定期積金の合計額の平均残高のおおむね100分の3以内とするとしており、詳細については、「余剰金運用商品の取得基準」において、株式の取得基準として1銘柄あたりの取得限度を定めています。

○出資について

出資については、系統あるいはJAグループ関連の法人や団体に対して行っています。一般の事業会社への出資については、農協法上の禁止規定はないものの、定款において「会の事業を行うため必要がある場合に認める」としており、総会の議決事項として非常に重い判断として位置付けています。現在、系統あるいはJAグループ関連の法人や団体以外の一般の事業法人への出資はありません。

●出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	13,644	13,644	13,790	13,790
非上場	122,102	122,102	122,102	122,102
合計	135,747	135,747	135,893	135,893

注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

●出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位:百万円)

	令和6年度			令和7年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
上場	87	65	—	3,452	20	—
非上場	—	—	—	—	—	—
合計	87	65	—	3,452	20	—

●貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上場	7,802	148	9,135	65
非上場	—	—	—	—
合計	7,802	148	9,135	65

●貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上場	-	-	-	-
非上場	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	446,769	478,740
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

金利リスクに関する事項

●リスク管理の方針および手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会におけるリスク管理方針および手続については以下のとおりです。

○リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

○リスク管理およびリスク削減の方針に関する説明

当会は、リスクマネジメント委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

○金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として月次でIRRBBを計測しています。

○ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当会は、金利スワップ等による削減は行っていないが、銀行勘定金利リスクモニタリング基準に基づく金利リスクのモニタリングおよび適正な管理に努めています。

●金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショックを適用しています。

○流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は2.5年です。

○流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

○流動性貯金への満期への割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

○固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

○スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

○内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

○前事業年度末の開示からの変動に関する説明

Δ EVEの前事業年度末からの主な変動要因は、貸出金の残高減少および有価証券のデュレーション短期化によるものです。

○計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

● Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

○金利ショックに関する説明

統合的リスク管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

○金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NIIと大きく異なる点）

特段ありません。

金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
1	上方パラレルシフト	47,397	31,751	4,594	4,254
2	下方パラレルシフト	△ 51,993	△ 33,807	△ 6,487	△ 4,249
3	ス テ ィ ー プ 化	35,112	25,014		
4	フ ラ ッ ト 化				
5	短 期 金 利 上 昇				
6	短 期 金 利 低 下				
7	最 大 値	47,397	31,751	4,594	4,254
		令和6年度		令和7年度	
8	自 己 資 本 の 額	144,881		145,235	

- 注) 1. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済価値の減少額として計測されるものをいいます。
2. 「△NII」とは、金利リスクのうち金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
5. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得たスティープ化に関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

役員等の報酬体系

● 役員

○対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事および監事をいいます。

○役員報酬等の種類、支払総額および支払方法

経営管理委員（非常勤）および監事（非常勤）に対する報酬等の種類は、基本報酬の1種類で、理事（常勤）および監事（常勤）に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類です。また、令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

（単位：百万円）

	支給総額(注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員(注1)に対する報酬等	68	15

注) 1. 対象役員は、経営管理委員7名、理事4名、監事5名です。（期中に退任した者を含む。）

2. 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額〈15,164,375円〉と支給額のうち当年度の負担に属する金額〈0円〉）によっています。

○対象役員の報酬等の決定等

・役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会（構成：当会の正会員から選出された委員6人および学識経験者委員3人の9人）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

・役員退職慰労金

役員退職慰労金については、総会で役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退任給与金算定基準に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

○役員報酬審議会等の構成員に対して支払われた報酬等の総額および役員報酬審議会等の会議の開催回数

令和7年度中に、当会では、役員報酬審議会を1回開催しております。委員への報酬の支払はありません。

○報酬等に関する方針について

当会は、信用事業を行う都道府県段階の連合会組織として、福岡県内JAの事業運営をサポートするとともに、県域エリアとする農業専門金融機関として、かつ協同組織の地域金融機関として県内JAと一体となって、組合員および利用者の皆さまから信頼される事業運営に努め、地域の農業および経済の発展に貢献することを目的としており、この実現を目指すことが可能となるように役員報酬制度を設計しています。

○「対象役員」の報酬等に関する方針

当会の役員報酬については協同組織の県段階組織・農業専門金融機関としての当会の特性、系統団体や他業態の動向を踏まえ役位等に応じた固定報酬のみで設計しており、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

また、役員退職慰労金については、役員報酬に所定の係数を乗じて得た額にて算定されます。

● 職員等

○対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員および当会の主要な連結子法人等の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当会の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当するものはありませんでした。

- 注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めています。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当会の連結子法人等のうち、当会の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
3. 「同等額」は、令和7年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としています。

● その他

当会の対象役員および対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員および対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員および対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第 54 条の 3 に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに記載しております。

農業協同組合法施行規則第 204 条関連

1 概況及び組織に関する事項	
(1) 業務の運営の組織	36 ページ
(2) 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	35 ページ
(3) 事務所の名称及び所在地	36 ページ
(4) 特定信用事業代理業者に関する事項	36 ページ
2 主要な業務の内容	29～32 ページ
3 主要な業務に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	6～7 ページ
(2) 直近の 5 事業年度における主要な業務の状況	
a 経常収益	56 ページ
b 経常利益又は経常損失	56 ページ
c 当期剰余金又は当期損失金	56 ページ
d 出資金及び出資口数	56 ページ
e 純資産額	56 ページ
f 総資産額	56 ページ
g 貯金等残高	56 ページ
h 貸出金残高	56 ページ
i 有価証券残高	56 ページ
j 単体自己資本比率	56 ページ
k 剰余金の配当の金額	56 ページ
l 職員数	56 ページ
(3) 直近の 2 事業年度における事業の状況	
a 主要な業務の状況を示す指標	56～57 ページ
b 貯金に関する指標	58 ページ
c 貸出金等に関する指標	59～63 ページ
d 有価証券等に関する指標	64～65 ページ
4 業務の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	10～12 ページ
(2) 法令遵守の体制	13～17 ページ
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況	18～28 ページ
(4) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	15 ページ
5 直近の 2 事業年度における財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	39～54 ページ
(2) 債権にかかる額及びその合計額	
a 破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当する債権	62 ページ
b 危険債権に該当する債権	62 ページ
c 三月以上延滞債権に該当する債権	62 ページ
d 貸出条件緩和債権に該当する債権	62 ページ
(3) 元本補填契約のある信託に係る債権に関する事項	63 ページ
(4) 自己資本の充実の状況	70～72 ページ
(5) 取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
a 有価証券	66 ページ
b 金銭の信託	66 ページ
c デリバティブ取引	66 ページ
d 金融等デリバティブ取引	66 ページ
e 有価証券関連店頭デリバティブ取引	66 ページ
(6) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	75 ページ
(7) 貸出金償却の額	75 ページ
(8) 会計監査人の監査を受けている旨	55 ページ

農業協同組合法施行規則第 207 条

役員等の報酬体系	91～92 ページ
----------	-----------

索引

当会の概要や経営・財務の情報ははじめ、JAバンク福岡の各種お知らせはインターネットでご覧いただくことができます。



JA福岡信連のホームページアドレス

<https://www.jabankfukuoka.or.jp/ken/>



JAバンク福岡のホームページアドレス

<https://www.jabankfukuoka.or.jp>



令和8年7月発行

編集 福岡県信用農業協同組合連合会

〒810-0001 福岡市中央区天神4丁目10番12号

電話 092(711)3535(代)